

### 事務処理フロー図

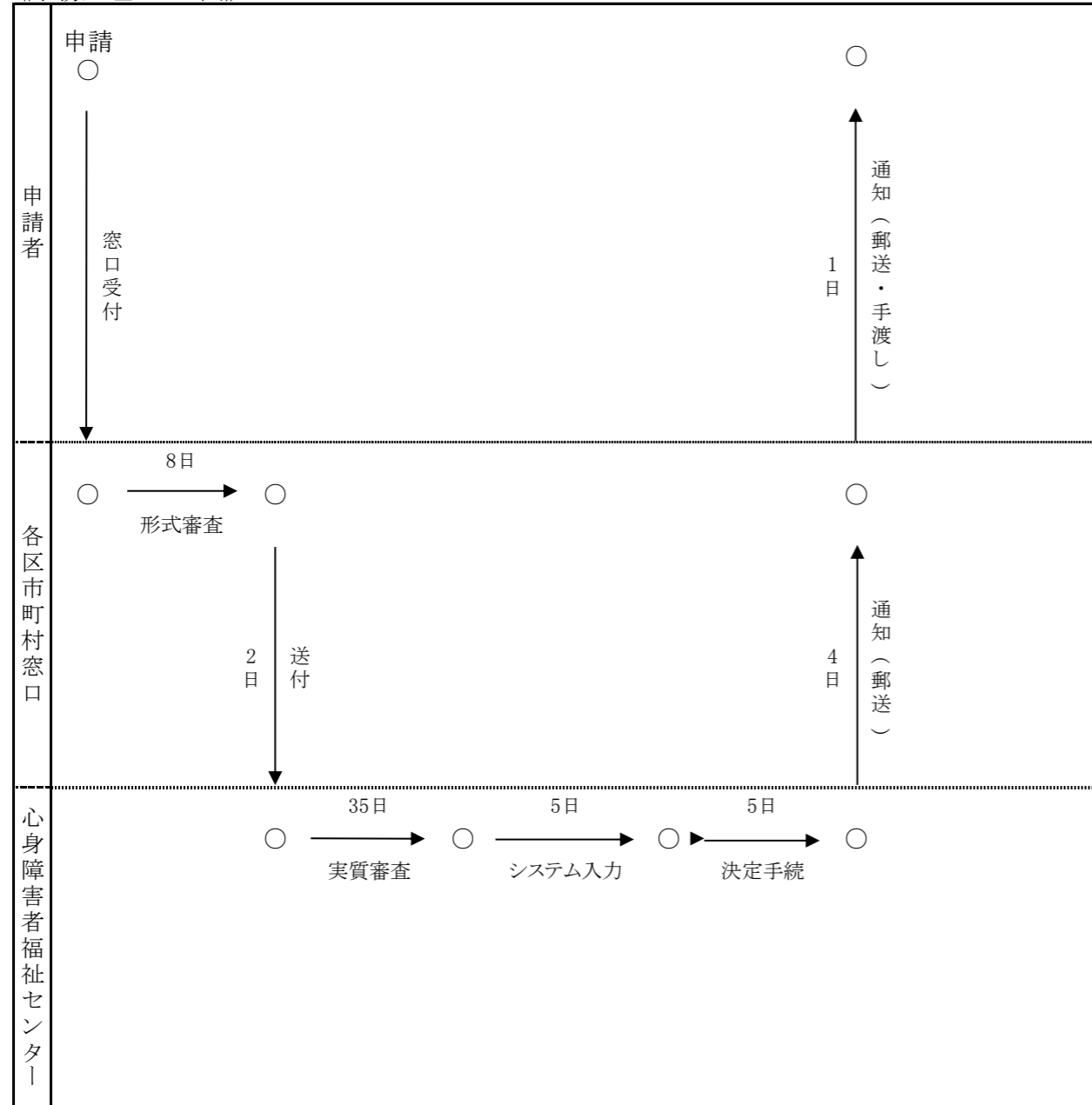
事務名	特別児童扶養手当受給資格の認定
根拠法令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条第1項

作成部署 福祉保健局心身障害者福祉センター調整課手当担当 電話03-3235-2949

標準処理期間計	60日
---------	-----

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	提出された請求書の記載事項及び添付書類等の確認並びに受付簿の作成
2	送付	形式審査等終了後、請求書を処理機関である心身障害者福祉センターへ送付
3	実質審査	認定基準を満たしているか審査 ※特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表3における障害の認定要領、障害程度認定基準
4	システム入力	請求書、審査の内容をシステムに入力。チェックリストを出力し、入力内容を確認
5	決定手続	審査等の結果に基づき、認否を決定し、通知書等を作成
6	通知	各市区町村経由で申請者に通知書等を交付
7		
8		
9		
10		